玄智『考信録』の基礎的研究

主任　那須英勝
研究員　内田准心
内手弘太

序言

本論は常設研究「龍谷図書館蔵真宗古文献の研究」の研究報告論文である。この研究プロジェクトは、龍谷大学図書館に所蔵される膨大な古文献の中から、未翻刻・未発表となっているものを取り上げ、調査、翻刻を行っている。[1] 近年は、江戸期真宗教団の布教や儀礼の現場において浮かび上がってきた問題、つまり「小児往生」「対異教」「追善回向」「祈祷」といった課題、それらを取り扱った資料を蒐集し、調査、翻刻を行ってきた。そして昨年度より本格的に玄智『考信録』についての研究を開始している。『考信録』は、「真宗の百科事典」とも評され、真宗のあらゆる事柄について幅広く詳細に記録がなされている。玄智は、数々の伝承や諸分野の典籍を駆使して本書を書き上げていることなどから、真宗文化を考えるにあたり、現代でも最も重要な文献であり、特に真宗儀礼を考える上で必須のものである。龍谷大学図書館には、従来言及されることのない『考信録』の写本が数本現存しており、それぞれに多くの内容の相違があることが判明している。にもかかわらず、写本ごとの内容の相違にはこれまで注意が払われることはなかった。本プロジェクトでは、これらの比較を行い、特に重要な写本については翻刻を行うことで、真宗儀礼のみならず真宗学全体、そして隣接分野にも参照される研究の基礎資料を提供することを目指していく。（那須英勝）

［論考篇］

一、玄智と『考信録』の概要

玄智について

まずは、『考信録』の著者である玄智（一七四三～一七九四）の生涯を確認しておこう。(2)

玄智は、享保十九（一七四三）年に、河内国岡村（現・藤井市市岡）の真宗東派願宗寺に生まれた。字は景耀、若瀛または曇華室。八歳にして母を亡くした彼は、父種哲に伴われ、河内久遠寺で昨夢廬を営んでいた僧樸（一七一九～一七六二）の門下に入った。僧樸は、本願寺学林第四代能化・日溪法霖（一六九三～一七四二）の後継者として将来を嘱目された人物であり、空華派・芸州派・豊前派・筑前派といった多様な学派の学祖と位置付けられるなど、西本願寺屈指の学僧として知られる。(3)僧樸の下で学んだ玄智は、若くしてその才を発揮し、「文殊小僧」(4)と称されていたという。同門であった慧雲（一七三〇～一七八二）は、その様子をこう綴っている。

> 余友瀛公（玄智―筆者注）、歳甫十三、著二小本講録一、裁断有レ力、時人以為二神遇一、亡師（僧樸―筆者注）乃題二其跋一曰、是苗而秀者邪、他日必見二秀而実者一矣。(5)

十三歳にして、玄智は『阿弥陀経』の講義録を著し、当時の人を驚かせた。その後、彼は僧樸の推挙により、京都西六条慶証寺玄誓の法嗣となる。龍護編『清流紀談』上巻（天保四〈一八三三〉年）に、僧樸が玄誓に送った消息が残されている。そこに、「若瀛は一日千里之秀才」(6)と示されている。僧樸もその秀才ぶりを評していたことが窺える。

玄智は二十六歳で、慶証寺第七世を継ぐ。慶証寺は西本願寺の膝元にあり、代々御堂衆を勤めあげていた。養父である玄誓も、本山の堂職を務め、築地別院・大谷本廟の輪番であったとされる。玄智においても、こうした慶証寺の流れを汲み、大谷本廟輪番・鷺森別院輪番・築地別院輪番など、寛政六（一七九四）年に亡くなるまで、本山の要職を歴任した。

ところで玄智は、ただ本山の要職を勤めただけではなかった。彼は、明和八（一七七一）年に四国丸亀で起きた異議を糾弾し、さらに、安永三（一七七四）年には、「宗名一准の件」に対処するように本山より命じられている。

「宗名一准の件」とは、玄智が築地輪番在任中に起きた宗名をめぐる一事件である。当時、浄土真宗は「一向宗」と公称されていた。これを、親鸞著述中に見られる「浄土真宗」という宗名に統一しようとする運動が起きた(7)。この動きをきっかけに、東西両本願寺は幕府に公称変更を求める口上書を提出した。だが、徳川将軍家の菩提寺である浄土宗増上寺が猛反発し、論争に発展していった。この一件の窓口が築地本願寺であったこともあり、西本願寺の代表として玄智が対応することになった。

以上のような教団の政治的問題へ対処する傍ら、玄智は数多くの著作を執筆している。中でも注目されるのが彼の歴史書類であり、とりわけ『大谷本願寺派通紀』（十五巻）である。天明四（一七八四）年に、本山は『本山実録』の編纂を玄智に命じた。同著はその名の通り、西本願寺の歴史をまとめるものであった。これが『大谷本願寺通紀』である。玄智は自らがまとめた『浄土真宗教典志』に、同著を次のように紹介している。

> 大谷本願寺通紀十五巻
> 安永五年(8)八月、京慶証寺玄智景耀撰
> 吾門乏二紀伝一、往事殆不レ可レ考、某甲有レ憾二于此一、捜二訪旧事一、集而大成、雖レ爾見聞狭隘、漏網弗レ尠、翼有力之士、修レ之補レ之、以卒二洪業一焉、列宗主伝四巻、旁附諸伝・支派諸伝・諸弟略伝・廟堂規制・法宝品数・別院縁由・法事例式・公私文書・僧階次序・諸山綱格・吉水門裔各一巻(9)

全十五巻にわたって、西本願寺の通史を描いた同著は、いまなお他に類を見ない歴史書である。宮崎円遵は「宗史故実に通じた点においては、本派に限らず、今家先哲中にも恐らく師に比すべき人のいない」と、歴史家玄智を評している(10)。

玄智はこの『大谷本願寺通紀』を初めとする歴史、宗学、音韻学、書誌学、法式、さらには法要本の翻刻など、その五〇年余りの生涯で、真宗関連の多様な分野の著作を著したのであった。だが、『大谷本願寺通紀』を初め、いくつかの著作は、寛政元（一七八九）年以降、流布停止が命じられ、「秘書」として長御殿に納められた(11)。

その事情について、左右田昌幸や万波寿子[12]は、興正寺学頭の実相庵大麟との関係が西本願寺第十八世宗主文如を刺激したとされ、小林准士[13]や岩田真美[14]は西本願寺第六代能化功存との安心理解がその発端であると指摘している。いずれにしても、左右田によると、『大谷本願寺通紀』を初めとする書物は、明治初頭まで厳重に扱われ、玄智もまた番人が付けられるなど、本山の監視下に置かれていたようである。

『考信録』について

本プロジェクトの中心史料である『考信録』は、浄土真宗の聖典や法式、行事などの根拠や由来を解説したものである。現在においても、西本願寺の法式や行事を説明する際、しばしば用いられている[15]。その概要について、大正三（一九一四）年に刊行された『仏教大辞彙』には次のように紹介されている。少々長いが、概要を明白にするために引用しておく。

五巻。真宗本願寺派玄智撰。仏法中日用の行事・法式等に就きて其本據を考証し兼ねて法門等に及べり。第一巻には正信念仏偈和讃・五帖消息・法談説法・改悔文・漢音小経・甲念仏合殺・呉漢両音・句読・南無・慶讃小経・毎朔宗主調聲・六時礼賛・奉仏供式・書点仏燈・仏餉等七十四箇条あり。第二には名称・花押・別号・法名・葬式・寿像・墓所・修斎・精進・誕節・斎供・読経・受食・酒肉・殺生等六十一箇條あり。第三巻には信後称名・策励名目・帰命言詮・獲得方便・宗徒二類・弘宗次第・称名具徳・古師慎重・同行会合・業成時日・小児往生・両度帰仏等六十二箇條あり。第四巻には袈裟変レ白・龍象・仏具刻二龍獅形一・勧章辨疑・書名レ本・地獄有情形・黄巻赤軸・中元燈籠・件・書写法・十号・輪蔵・経数・四朝僧伝・天主教・宗祖法語等八十八箇條あり・第五巻には御文章御加両部・五帖消息縁由・真宗院家・二十四輩・蓮師 名号・本山 課誦式・偽造紀伝・婆伽婆・艸手水・説法損己・三社託宣・弥陀成道日・聖教相伝・大黒神等五十八條あり。安永三年正月江戸築地にて著はし、明治二十年四月刻成り、同廿一年十二月再版せり[16]。

このように、その内容は多岐にわたり、真宗の百科事典とも称されている。だが、『考信録』は『大谷本願寺通紀』とともに、「秘書」として流布が禁止された書物であった。ここに示されるように、その公開は明治二十（一八八七）年まで待たなければならなかった。

明治二十年、菅龍貫（生没年不詳）によって、『考信録』五巻が刊行された。菅がいかなる人物かは詳らかではないが、彼が明治二三（一八九〇）年に発刊した『蚕桑試業一夜話』には、所在地が「島根県出雲国飯石郡志々村大字八神四番地」とされている。加えて『新修島根県史』

（通史篇二、近代）によると、第一回衆議院議員選で島根県の第二区で三番目の票を得ていることから[17]、島根県出身であったと推察される。また、近代日本における仏教啓蒙誌の嚆矢とされる『報四叢談』に、「辨造化問答」（第十四号付録、明治八年）という論稿を寄稿している。さらに、『考信録』と同年に発刊した『監獄囚人　教誨のかがみ』には、「山口県監獄教誨師」とその役職が付されている。

さて、その菅がなぜ『考信録』を刊行したかは定かではない。だが、『東京日日新聞』（第四六三九号、明治二十年四月二十九日）の広告にこう記されている。

> 真宗学師故釈玄智能化著　真宗学師島地黙雷司教序　四月二十日発兌（中略）右ハ有名ナル玄智学士ノ著述ニシテ（中略）百般ノ事実ヲ明スニ三百三十七点ニ区分シ経論釈ニ由テ詳細分明ニ説録セシ古今未曽有ノ一大良書ナレハ真宗ニ流ヲ汲モノハ緇素ヲ問ハス一日モ欠クベカラザルコトハ無論真宗ノ奥義ヲ知ラント思ハン人或ハ講談演説等故実因縁ヲ引テ弁述ナサント欲スル諸君競テ購読アランコトヲ希望ス追テ本書出版ノ儀是迄モナク有志諸君ノ協議モ有之候ヘトモ数巻ノ遺稿ハ已ニ焼失シテ全部保存スル者ナシ稀ニ伝写アルモ書損又ハ落脱多クシテ文義通セズ且ツ原理ニ背キシコト不少然ルニ菅龍貫氏多年辛苦シ青木達門ノ訂正ニ掛リ漸ク全部五冊ニ縮メ読易ク出版セラルヽコトナリタリ[18]

真宗の流れを汲むものは、僧俗問わず、参照しなければならない。ただし、ここに示されるように『考信録』は焼失し、自筆のもので全容を伝えるものは残っておらず、また写本にしても書き損じなどで文意が通じないものが多いという。そのなかで、菅は多年苦闘し、後に真宗本願寺派の教学上の最高学位である勧学となる、青木達門（一八三六～一九二二）の助けを得て、『考信録』五巻を刊行したとされる。この菅の刊行をきっかけにして、『考信録』が世に公開され、再版および資料集（『真宗全書』や『真宗史料集成』）に所収されていく。そして、現在に至るまで、広く西本願寺における諸分野で活用されるようになったのである。

（内手弘太）

二、玄智と『考信録』に関する近年の研究状況

玄智研究の現況

本章では、玄智と『考信録』に関する近年の研究状況について整理してみたい。まずは、人物としての玄智研究の近況について述べたい。近

年も玄智に関する研究は継続的に提出されている。今回はここ数年に提示された三本の成果を紹介する。

万波寿子氏[19]は、近世日本の出版文化の一つとして西本願寺が関わった出版事業をいくつかの視点から論じているが、そのなかで玄智による『真宗法彙』の出版事業が大きく取り上げられている。そこで、本山・学林・本屋の三者の間での玄智の立ち回りが事細かに論じられ、真摯に聖教の出版を志す彼の動きと、それによって徐々に本山・学林との関係が悪化していくさま、が描き出されている[20]。

岩田真美氏[21]は、玄智『大谷本願寺通紀』を題材に、近世における真宗の歴史的研究の先駆として玄智を取り上げる。それによれば、三業帰命説をめぐる問題を正面から取り扱い、西本願寺と興正寺との対立にも言及するといった、当時の状況をできる限り客観的に記録しようとする玄智の姿勢が本山から危険視されたのではないかと指摘している。

井上見淳氏[22]は、玄智著作のうち、『真宗安心争訟紀事』『真宗安心異諍紀事』『考信録』『大谷本願寺通紀』にもとづき、「領解文」広布時における玄智の言動について論じている。そこでは、当時の能化、功存は「領解文」広布に際し、やや強引に自説である三業帰命説を挿入していたこと、それに対し玄智は、過酷な処遇を受けながらも堂々と反論していたという。

これら三者の論文は、それぞれ異なる視座から玄智を論じたものでありながら、結果として玄智と三業派との対立を描出することに成功している[23]。この時代の後には、学林と在野の僧侶との間で三業安心をめぐって生じた教学論争である、三業惑乱が勃発することとなる。よく知られるように三業惑乱は、教団の根幹にきわめて強い傷を残すこととなり、現在の真宗教団の教学に至るまでその影響を被っている。その直前の時期、本山周辺の動向に人並み外れた能力をもった学者である玄智がどのように関与したのか、ようやく明らかになりつつあると言えよう。

次に、玄智の著作である『考信録』について近年論じた研究を整理する。先に述べたように、玄智に関する研究は近年も活発に行われているが、それに対し、『考信録』を中心に取り上げた研究は、そう多くはない。深川宣暢氏[24]は、『考信録』が浄土真宗に関する事物を尽く説明することから、伝道、教化のための「布教辞典」として活用されたのではないかと推測している。掬月即勝氏[25]は、『考信録』の内容を「行信論」「神祇観」「追善回向」というテーマごとに整理する研究を行っている。大木彰氏[26]は、非凡な学者であった玄智によって記された『考信録』を漢籍の利用という側面から論じている。依用されている漢籍を列挙した上で、その内訳から歴代宗主の蔵書である写字台文庫を玄智が利用していた可能性を指摘している。

龍谷大学図書館蔵『考信録』玄智自筆本の再発見

二〇二一年、『考信録』の書誌に関する二本の論文が提出された。本研究プロジェクトに大きく関わるものであるため、ここではその内容を概観しておく。そこでは、龍谷大学図書館に従来ほとんど知られていない『考信録』の玄智自筆本[27]（以下「自筆本」と略す）が所蔵されていること[28]、そして「自筆本」の内容は、現在一般に用いられている『真宗全書』所収の『考信録』もしくは『真宗史料集成』所収の『考信録』とは大きく異なっており、「自筆本」こそが玄智の最終的な意図を反映した一本と推測されることが明らかとなった。前章で論じたように、真宗研究の多様な分野において今も尊重されている『考信録』の本文が、実は確定的なものではなかったという点で、この研究は学界に少なくない驚きを与えた。ここではまず、その二本の論文の内容を整理し、その後、今後の課題を提示したい。

まず、塚本一真・溪英俊・西村慶哉の三者による共著論文、「『考信録』の成立と本文テキストの問題[29]」である。そこではまず、『考信録』の成立時期を問題としている。諸本の一例として『真宗史料集成』（以下『史料集成』と略す）をみてみると、その序文には、

安永三年　甲午　歳正月十一日　玄智景耀書于江府築地省所（『史料集成』九、四四一）。

とある。これは諸本に共通してみられる記述であり、従来この箇所に基づいて、『考信録』は安永三年（一七七四）に成立したとみられてきた。しかし本文を読んでみると、この「安永三年正月十一日」以降の年記が二十五箇所にわたって記載されており、その下限は天明五年（一七八五）である。このことから、『史料集成』所収の『考信録』は、一旦完成をみた安永三年正月十一日より、増補されていることがわかるのである。このことは、『史料集成』所収本以外の『考信録』でも同様で、『考信録』は玄智が修正を繰り返したため、内容の異なる数種類の写本が残されているのではないかと推測できる。

続いて、当該論文ではそのことを裏づけるため、『考信録』の巻数について確認していく。少なくとも先の序文のように、安永三年（一七七四）正月の段階では二巻であり、八年後の天明二年（一七八二）に著した『浄土真宗教典志』では[30]、玄智自ら「六巻」と記している。ちなみに、『真宗全書』所収本は五巻構成であるが、それは先述のように明治二〇年に菅龍貫が五巻構成の『考信録』を刊行したことによるもので、その底本がどのようなものであったのかは判然としないようである。

そして最後に、龍谷大学図書館に七巻本の『考信録』玄智自筆本が所蔵されていることが指摘される。独特の丸みを帯びた字体で記されてお

り、玄智の筆跡と一致している。そして注目されるのは、その奥書である。

考信録七巻昔年艸之以来凡二十年于茲筆削屡積稍／備於是塗抹狼藉殆不可読今茲寛政元年己酉之夏興志校／正創于五月十六日卒于閏六月二十六日／上都慶証寺玄智景耀識

とあって、『考信録』は昔年に起草して以来およそ二十年修正を繰り返してきたが、その修正によってかえってほとんど読めなくなってしまったため、（全体の）校正を寛政元年（一七八九）に行ったというのである。この記述によって、玄智自身が行った修正に基づいて『考信録』には数種類の写本がのこされているという仮説が蓋然性を高めることとなった。そして、この七巻本こそが、『考信録』の最終稿と考えられると指摘するのである。少なくとも現在発見されている写本のなかでは、玄智の最終的な意向を最も反映している一本であると言えるだろう。

続いて、西村慶哉「玄智撰『考信録』七巻本の特徴について」[31]をみていきたい。この論文は、「自筆本」の特徴を前稿よりさらに詳細に検討することにより、その重要性を主張するものである。その論証の結果、判明した「自筆本」の特徴は以下の四点だとする。

①旧稿である五・六巻本の紙面を切り貼りし、構成の大幅な変更を行っている。

②五・六巻本の文面を増補・改訂している痕跡が散在している。

③六巻本成立時には流布していなかった史料を新たに援用している。

④旧稿の箇所にも複数の改訂箇所が確認できる。

①は、「自筆本」の表紙見返に貼紙がなされ、本文と同筆によって以下の文言があることによって明確である。

旧稿十一行、再稿十二行、間用二旧稿一故。行数錯厠、写者知レ之。

つまり、「自筆本」は旧稿と再稿を切り貼りすることによって構成されているというのである。実際その形跡も至るところで確認できる。では、なぜ旧稿と再稿とを切り貼りする必要があったかについては、「自筆本」は、幅広いテーマから成る『考信録』の利用の弁を図るためなのか、分野ごとに標目の収録順序を以前のものから、入れ替えていることによるものだとする。そうすると、「自筆本」の特徴は標目の入れ替えが行われている点だけのようにも思われるが、決してそうではない。内容についても大きな改訂が加えられていることを明らかにしていく。それが②③である。そして、「自筆本」実際の記述を複数挙げ、②③を裏付けていく。この箇所は、希代の学者であった玄智の、几帳面な勉学の様子

を垣間見るようで、非常に興味深い。他の写本にない説明を新たな料紙を古い料紙の間に挟み込むように挿入していたり、新たな資料にもとづく文言を書き加え、論旨を軌道修正していたりといった事例が紹介されている。これらの状況によって、「自筆本」が玄智の晩年の思想を反映していたものであることは、ほぼ間違いがない。そしてそれにとどまらず、様々な形態の修正を施されており、それは玄智個人の思想の変遷、勉学の方法を明らかにする可能性がある。ひいては当時一般の学僧、学者の勉学の方法を考えるための材料ともなりうるのではないか。

さて、ここからはこの「自筆本」研究の課題と展望について一言しておきたい。前述のように、「自筆本」は玄智晩年の意向が反映された一本であるのみならず、その修正箇所を精査することで、玄智の思索の経過を辿ることができる貴重な史料である。しかし、その史料を活かすためには、単純に翻刻を施すだけでは不充分であり、一つ一つの修正の跡を綿密に分析し、記録する、そういった質の高い翻刻作業が求められる。また困難なことではあるが、大谷大学図書館・佛教大学図書館をはじめ、各地に所蔵される『考信録』の諸本、そして玄智の数多ある著作群をも広く見渡した上で、「自筆本」の修正意図を読み解く必要もある。本研究プロジェクトでは既にそのことに留意した上で、「自筆本」の翻刻作業を開始している。以下［翻刻］はその成果の一部である。多大な時間と労力とを要する作業ではあるが、腰を据えて取り組んでいく予定である。そうすることで、本研究プロジェクトは、真宗学の多くの分野に貢献する基礎研究となりうる。さらには、近年進展している江戸期の書籍事情や学問の方法に関する研究などの隣接分野にも多大な貢献ができるものと考えるのである。

（内田准心）

註

（1）本プロジェクトは昨年度まで深川宣暢先生に主任をお務めいただいた。本報告論文は、その期間の成果を多分に含んでいる。

（2）以下では、龍護編『清流紀談』上巻（一八三三年）を中心に、鷲尾教導「『本願寺通紀』著者玄智小伝」（『六条学報』第一三一号、一九〇二年）、同「本願寺通紀著者玄智略年譜」（『六条学報』第一三二号、一九〇二年）、宮崎円遵「真宗先哲雑話」（同『真宗史の研究』下〈『宮崎円遵著作集』第五巻、一九八九年〉）、大在紀「文殊院玄智師の事績について」（『宗学院論集』第六七号、一九九五年）を参照。

（3）千葉乗隆「学林と学匠――僧樸の生涯――」（『真宗の組織と制度』千葉乗隆著作集第三巻、法藏館、二〇〇一年）参照。

（4）龍護編『清流紀談』上巻（一八三三年〈本稿では、一八八六年に永田文昌堂より刊行されたものを参照〉）、四七頁。

（5）玄智『七祖伝衍繹篇』巻一、序（『真宗全書』第六六巻所収）、四〇頁。

（6）龍護前掲編『清流紀談』上巻、四九頁。

（7）浄土宗と浄土真宗の間において、宗名をめぐっては近世初期から

論争が起きていたが、引野亨輔によると、享保期（一七一六～一七三六）までの論争が学者向けの難解なものであった。だが、明和五（一七六八）年に『真宗安心茶店問答』が刊行されたことで、一般門徒レベルの関心を惹きつけ、宗名論争は広がっていったという（引野亨輔「近世仏教における「宗祖」のかたち――浄土宗と真宗の宗論を事例として――」〈『日本歴史』第七五六号、二〇一一年〉参照）。

（8）『真宗史料集成』（第八巻、同朋舎、一九七四年）によると、安永五年は天明五年の誤記であるという（二四頁）。

（9）玄智『浄土真宗教典志』（『真宗全書』第七四巻所収）、三三二頁。

（10）宮崎円遵前掲「真宗先哲雑話」、四〇五頁。

（11）左右田昌幸（筆名・歩弥紡）「近世の本願寺史家としての慶証寺玄智」（『本願寺資料研究所報』第五一号、二〇一六年）。

（12）万波寿子『近世仏教の文化史――西本願寺教団の出版メディア――』（法藏館、二〇一八年）、一九六～一九八頁。

（13）小林准士「書評　万波寿子『近世仏教の文化史――西本願寺教団の出版メディア――』」（『仏教史学研究』第六一巻第一号、二〇一八年）。

（14）岩田真美「近世における真宗の歴史的研究の先駆」（『真宗学』第一四一・一四二合併号、二〇二〇年）。

（15）西村慶哉「玄智撰『考信録』七巻本の特徴について」（『真宗学』第一四三・一四四合併号、二〇二一年）参照。

（16）龍谷大学編『仏教大辞彙』第二巻（冨山房、一九一四年）、一二〇五頁。

（17）島根県編『新修島根県史』通史篇二、近代（千鳥書房、一九六七年）、三八九頁。

（18）『東京日日新聞』第四六三九号、一八八七年四月二十九日、七頁。

（19）万波寿子前掲書『近世仏書の文化史』一七八～二〇七頁。

（20）万波氏の著作に対する書評である、小林准士前掲論文「書評　万波寿子『近世仏書の文化史―西本願寺教団の出版メディア―』」でも、玄智と学林との対立について言及されており、参考になる。

（21）岩田真美前掲論文「近世における真宗の歴史的研究の先駆」。

（22）井上見淳「「領解文」広布の経緯に関する研究―能化・功存と堂達衆・玄智―」（『真宗学』第一四三・一四四合併号、二〇二一年）。

（23）左右田昌幸前掲論文「近世の本願寺史家としての慶証寺玄智」、大在紀前掲論文「文殊院玄智師の事績について」でも、玄智と三業派との対立について論じている。

（24）深川宣暢「真宗における伝道教材の研究―『叢林集』と『考信録』―」（『真宗学』第一〇二号、二〇〇〇年）。

（25）掬月即勝「玄智教学の研究―『考信録』を中心とした行論―」（『印仏研』六三―二、二〇一五年）、同「玄智『考信録』の一考察―神祇観をめぐって―」（『宗教研究』八八、二〇一五年）、同「玄智『考信録』の一考察―追善回向について―」（『宗教研究』八九、二〇一六年）。

（26）大木彰「『考信録』に見られる漢籍受容の一面について―」（『漢籍整理と研究』第一六号、二〇一七年）。

（27）龍谷大学図書館蔵（請求番号 022-604-7）。

（28）「自筆本」の存在自体は、掬月英勝『玄智余景』（慶證寺第七世文殊院釋玄智法師二百回忌法要記念、一九九三年）に報告されているが、その後注目されることはなかった。また、『玄智余景』においては、「自筆本」は玄智の最終的な意図を反映したものとみられていなかったようである。

(29) 塚本一真・溪英俊・西村慶哉「『考信録』の成立と本文テキストの問題」（『浄土真宗総合研究』第一四号、二〇二一年）。
(30) 『真宗全書』第七四巻、四八頁。
(31) 西村慶哉前掲論文「玄智撰『考信録』七巻本の特徴について」。

また、二〇二一年の真宗連合学会で、塚本一真氏が「『考信録』の増補改訂について」と題して研究発表を行っている。その成果は、近日論文として提出されるようである。

［翻刻篇］

翻刻凡例

・本翻刻は、龍谷大学図書館所蔵『考信録』七巻本（請求記号022/604）を底本とした。
・漢字は原則として新漢字の通行体に統一し、旧字・略字などの異体字は翻刻しなかった。
・本文の改行・スペースは、底本にしたがった。
・本文中の符号（「〇」や合符など）については、底本の通り翻刻した。
・本文中の仮名については濁音・半濁音を補った。
・「ヿ（シテ）」などの略字や変体仮名は、現行の仮名にあらためて翻刻した。
・反復記号は、一字に対するものは、漢字は「々」、片仮名は「ヽ（ゞ）」と表記した。二字以上のものは、それぞれ漢字、仮名の連記にあらためた。
・底本の欠失・不明部分は、「□」で示した。

翻刻（龍谷大学図書館所蔵『考信録』七巻本〈請求記号022/604〉冒頭～一九丁左七行）

考信録序

ソレ仏法門中日用ノ行事種々羅列セリモシソノ本拠ヲ究メ縁由ヲ詳ニセズンバ時ニ臨ンデ違錯ノ譏ヲ招キ或ハ問ヲ受テ竊服ノ誚ヲ得ン［不肖］嘗テコレヲ病メリ由レ茲渉猟ノ猟旁考得ルモノアレバ随テ録レ之モトヨリ見聞浅寡ナルウヘ其事ニ就テ研尋検覈セルニ非レバ疎漏舛差モアルベシアニ定量トスベケンヤ聊カ端ヲ啓キテ後来ノ緝綴ヲ俟ツノミ

安永三年甲午歳正月十一日京師慶証寺玄智景耀書于武州豊嶋郡峡（ハケ）田田領江戸府築地別院省所

標目

像寺部

像寺権輿　諸民仏舎　勅崇浄土　真宗仏像　開眼慶賛
修補故像　払拭　配享諸像　本尊印契　殿堂東向
本堂祖殿　香房閉軸　築立墻　墻闕艮隅　三年塞［附］
寺道場　経蔵　黄巻赤軸

請観音経説下弥陀尊及観音勢至来現二毘舎離国一之縁上近如二安楽集下廿三

載レ之世一伝時月蓋長者親覩二真仏一以二閻浮檀金一鋳二写（ス）之（ヲ）一即今信州善光寺所レ安一光三尊像是也

宋僧伝三五左寂黙伝云摩伽陀国那爛陀寺周園四十八里九寺一門是九天王所造

探玄記三十九曰西域方儀以レ東為レ上故其堂殿皆面向レ東如二祇洹寺菩提寺一皆面向レ東

支那造寺ノ源ハ統紀三十六九右後漢明帝永平十一年戊辰日本垂仁帝九十七年下ニ叙下立二白馬寺一図二仏像一之事上此也寺者釈名云寺（ハ）嗣也謂治レ事者相二続其内一也故天子有二九寺一云云元享釈書廿八三右寺像志承レ之云以二沙門之始居一立為レ号也故比丘所レ庇皆官宇也是以宏基鉅構非二菴廬之比一梁立二光宅一魏造二永寧一唐建二西明一宋闢二慧林一広荘厳麗与二宮闕一角逐者也

日本公家ノ勧修寺甘露寺西園寺ナドモ役所ノ義ナルベシ○元魏ノ永寧大寺塔九層高九十余丈上有二金刹一又高十丈出レ地千尺去レ台百里既已見レ之具如二続高僧伝魏菩提留支伝一○釈書廿八大安寺伝云印度祇桓精舎以二兜率内院一為レ準唐西明寺以二祇園一為レ準大安寺（摸ス）二道慈所レ献西明寺図一

支那諸名刹ノ事跡三宝感通録四巻法苑珠林五十一二等ニ載レ之

日本像寺権輿ハ欽明帝六年乙丑九月百済造二丈六仏像一為二日本天皇一祈レ福十三年十月十二日百済聖明王献二釈迦金銅像及経論幡蓋若干品一帝賜二仏像於大臣蘇我稲目一稲目安二小墾田家一又捨二向原宅一為レ寺奉レ像出二日本紀一但無二向原之言一十四年五月於二茅渟（チヌ）海一得二樟木具レ光命レ工刻二仏像二軀一出二日本紀一是也此文ニ釈迦像トハ即善光寺一光三尊ノ像也和讃所レ叙可二以証一レ之当時国人唯知二仏是釈迦一称曰二釈迦像一後来修レ史直随二旧紀一書二釈迦像一耳向原ノ旧跡ハ在二和州高市郡豊浦村一畝火山ノ旁也一宝永四年丁亥四月再二興向原ノ寺一為二真宗道場一属二畝火御坊一下又欽明帝勅刻両像ハ今在二吉野寺一俗曰二放光像一案吉野寺今ノ比蘇寺ナリト云○或云小墾田ハ阿部ト三輪トノ間ニ御仏供村ト云アリ其旧地也

天武帝白鳳十四年乙酉三月詔二諸国一毎レ家作二仏舎一乃置二仏像及経一
礼拝供養（出日本紀）コレ民戸各々ニ持仏堂ヲ設テ内仏像ヲ安ジ読経礼供セシ
ムルノ国制ナリ（貞享四年六月公令如二第七載一）
浄土門ニ関ル事ハ持統帝三年己丑四月新羅国献二弥陀観音勢至金銅像一
（日本紀）淡路廃帝四年七月勅二天下一毎レ国奉レ造二阿弥陀浄土画像一仍計国
内見僧尼写二称讃浄土経一各於二国分金光明寺一礼拝供養五年六月大后
斉忌天下諸国各於二国分尼寺一奉レ造二弥陀丈六像及二脇士像一捨レ田十
町於二法花寺一毎年始レ自二忌日一一七日間請二僧十人一礼二拝阿弥陀仏一
（続日本紀廿三）
又続日本紀卅七（廿七）云桓武帝延暦二年六月禁下私立二道場一及将二田宅
園地一捨施并売易与レ（ルコトヲ）寺［ニ］［文］コレ今時ノ制ト相類セリ
仏像記
窃以住持三宝者為二浅識之人作一大因縁一慈恩大師曰雕レ檀繡レ綺素質金
容鏤レ玉図レ絵磨レ石削レ土霊像特可二尊承一暫爾観レ形消レ罪増レ福故想二
尊容一当レ見二真仏一誠法界所流徳功由一体理顕然而令（トシテ）三真実三宝ノ勢
力（ヲシテ）不二断絶一住二持世間一化用無レ窮故観仏三昧経曰若有二衆生一造二
立仏像一是人後世必得二念仏清浄三昧一又造像功徳経曰造二仏像一者於二
弥勒初会一皆得二解脱一当レ知此為二三十二相之因一能令二成仏一然我世尊
昇二忉利天一為レ母説レ法優填王欲レ造二形像一毘首羯磨天化為二匠者一操
レ斧造レ像不レ日而成忽如二生身一足歩二虚空一蹈二双蓮一放二大光一大作二仏
事一又鶏頭摩寺五通菩薩請二弥陀仏降許一聖儀即坐二蓮台一在二樹葉上一
画レ之流布（スハ）漢土（ニハ）定州孫敬徳凝観寺法慶等造像通感甚異我朝仏法東
行（ノ）初聖徳太子以二形像一作二仏事一時百済登利同造レ之供養自レ是高僧名
匠世々相続雖レ然造像之品趣各有レ異権作（ハ）以レ体為レ本自兼レ用故衣（ノ）裡（ニ）
体顕（レテ）而尊体（ニ）自然（トシテ）有レ威増レ信（ヲ）是偏（ニ）面（リ）拝二仏迎一ヲ大悲薫功（ノ）所
レ致実作（ハ）雖レ細密（也ト）総体（ニ）無レ威唯以二用花一（ヲ）為レ本暫兼二体実一（ヲ）故衣（ノ）
裡（ニ）体不レ顕然則権実顕然（トシテ）殿最易レ弁就レ中恵心僧都兼二皮肉骨（ノヲ）三一
特以二骨肉一為レ先以レ皮為レ末故至極（ノ）時（ハ）少似二太子（ノ）作一（ニ）歟耳輪（ノ）上（ニ）
有レ稜螺髻高（ク）似二太子（ノ）格一（ニ）然（ドモ）肉少（シ）過歟総体（ニ）有二威光一至（テ）為（リ）二殊勝一
体兼レ用々兼レ体美善並尽文質彬々其師定朝法橋（ハ）大概同レ之然（ドモ）以レ骨
為レ本螺髻多レ肉運慶（ハ）以二皮肉（ノ）花用一（ヲ）為レ本以二骨（ノ）実体一（ヲ）為レ末尽（ト）シテ
レ美（ヲ）未レ尽レ善耳輪凸（ニシテ）而螺髻低（ク）肉甚多（シ）此時始（テ）用二玉眼一（ヲ）弟子安阿
弥特（ニ）以レ肉為レ本只華美（ニシテ）無レ威余（ハ）与レ師同子湛慶唯用レ花為レ本雖二細
密（也ト）一為二濁重一余（ハ）大（ニ）同二父（ノ）運慶（ニ）一恵心（ノ）弟子寛印供奉（ハ）多同レ師然好
（ンデ）偏祖（ニシテ）而多（クハ）唐衣文也行基菩薩（ハ）総体大荒（ニシテ）而不二細密一自然（トシテ）有二
威光一弘法大師（ハ）特有レ威至（テ）軽（シ）伝教大師亦是大荒目（ニシテ）面目利（スルトニ）衣
文少□□堅（ク）而多レ骨慈覚大師（ハ）以レ骨為レ元故質勝（テ）レ文（ニ）且賤歟然（ドモ）自然（ニ）
備レ威（ヲ）委曲向二尊像一有二口伝一其実（ハ）輪扁何容レ言（ヲ）唯記二九牛一毛一耳
右従二大仏師法橋玄慶一書レ之

［具如旧事紀一叙之］

定朝―四世―康慶―運慶―湛慶
　　　　　　―運覚
　　　　　　―快慶［安阿弥］

法華文句会本四之三七左造像下云優婆塞戒経不レ許レ用レ膠得二失意罪一而此経用者古師云外國用二樹膠一耳光宅言或有處必須二於像一聽三許用二牛皮膠一若有二他物一即不レ得レ用也有言大豆汁可二代レ膠清一然牛膠終是不淨物後得二不淨果報一不淨錢不レ任レ造レ像可下換二取如法淨錢一造上像地持不レ用二雌黄臭物一戒經不レ許レ造二半身像一得二失意罪一善相不レ起墮二落生死中一

当今真宗所奉ノ弥陀立像ニ画彫両様アリ画像ハ分光四十八道ニシテ蓮座大率青蓮ナリ木像ハ後光ニ雲光輪光ノ両種アリ蓮座ハ青白金ノ三種アリ手ハ通ジテ左下右上ナレドモ希ニ左上右下ナルモアリ（如二天王寺村一心院本尊等一）伝説云本山仏殿モト仏名ヲ以テ本尊トセシニ（仏光寺伝持ノ祖師親筆六字仏名ノ脇ニ書シテ云吾一宗宝号ヲ以テ本尊ト崇奉ルベシ黒谷法然上人面受直伝長弟御諱判又蓮宗主曰当流ニハ木像ヨリハ絵像々々ヨリハ名号ト心得ルナリ又ウツホ字ノ十字仏名ヲ授与シ無礙光御本尊ト称セシ事出堅田旧記）小浜乗専ノ請ニ由テ改メテ画仏トス旧本尊ノ仏名現在本山宝庫覚宗主筆ニシテ第十八願文ヲ賛トシ四周四十八条ノ光アリ正首ノ一条ハ帰字ヨリ出ル如今祖殿十字仏名分光又俗家ニモ仏名ヲ内仏舎ノ本尊トセシニ乗専ノ母契縁尼ノ請ニ由テ画仏ヲ授ラレシヨリ通式トナレリ叢林集四上（二右）引二法語見聞一叙レ之此像長一尺ナリシヨリ二寸ヨリ至二一尺一九品ヲ分出シテ五十百乃至一貫代ト称ス（除二六百一）天正十一年二月顕宗主ノ定メナリ（東門至レ今尚用二旧称一曰五十百乃至一貫）

本堂ノ画仏一説云三井門主ヨリ木仏像ヲ贈進アリテ改テ安レ之未レ詳今ノ仏像長三尺春日（稽文会稽首勲）造或云安阿弥（快慶）作慶長十六年二月某寺ヨリ進上ス下間家造二光趺一副レ之三月十五日慶賛モト輪光ナリシヲ三百五十年祖忌ニ改メテ雲光トス（准宗主遷化前一日告二其由一云）座ハ青蓮台和様八稜九重座也輪光雲光ノ差ハ或云輪光ハ尽十方ノ光雲光ハ円満光也ト今案画仏四十八光ハ尽十方ノ光ナルベシ木仏ノ輪光ハタヾ頭光ニシテ身光ニ非ズ雲光ハ常光一尋ノ相ナラン但シ雲光ノ制多種アリテ常光ト円光トヲ合セルアリ分テルアリ又常光ノ上ニ余輝ヲ加添セルアリ然ドモ大途ハ常光トシテ妨ナカルベシ〇四十八道ノ光ハ四十八願ヲ表セルモノカ約レ因本願摂取約レ果光明摂取因果不二ナラ一耳

仏像ノ頂上ニ無見頂相アリ又白毫ノ少シ上螺髪ノ中ニ肉髻アリトテ赤小珠ヲ安ズルアリ一説破レ之云無見頂相即肉髻ナリ別ニ肉髻ヲ設ルハ誤ナリト（合掌叉手本儀編附記）浄土図経ノ仏像及明蔵経首ノ仏像等ハ此説ニ合セリ但観経曰唯頂上肉髻及無見頂相トアリテ以二及字一（ノヲ）隔レ之則肉髻ト無見頂相ト別物ナリト見ユ当麻曼陀羅捜玄疏ニ梵土ノ像ニモ二種ヲ別物トセル例証ヲ引ケリ

仏衣ハ僧却崎ト泥洹僧トヲ著シ上ニ廿五条袈裟ヲ懸タマフニ似タリ袈裟ノ相偏袒右肩ニ似タリ右手ノ方ハ偏衫ヲ著セザルニ似タリ嵯峨ノ釋尊像ハ通肩著衣ニシテ不露胸ナリ（北野転法輪寺新造弥陀像亦通肩ナリ）露胸必悉是偏袒右肩トスベキヤ通肩ニシテ差アルニヤ当麻変相ハ都テ露胸ス真身観ノ仏正

是偏袒也浄土図経ニハ諸観ノ本仏来迎ノ諸仏及釋尊像トモニ露胸不露胸間錯セリ未レ詳二何謂一或説云東門講主仏像ハ必ズ通肩ナルベキニ偏袒アルハ梵土ニ於テ摸スル時ニ真仏ヲ避テ如レ是ナルニヤ

新像新成ノ時慶賛ノ法事ヲ移徙トモ供養トモ開眼トモ称ス和語灯五初〇百四十五箇条問答云開眼ト申ハ本体ハ仏師ガ眼ヲ入テ開レ参セ候ヲ申候也是ヲバ事ノ開眼ト申候也次ニ僧ノ仏眼ノ真言ヲ以テ仏ノ一切ノ功徳ヲ成就シ候ヲバ理ノ開眼ト申候也次ニ供養ト云ハ仏ニ香花仏供御明ナンドヲモ参セサラヌ宝ヲモ参セ候ヲ供養トハ申候也就下次上修二理堂塔一供養否問答上考レ之供養謂二慶賛供養一也

叢林集四上六右明レ之云開眼ノ謂出二明眼論一殊ニ密家ノ大事ナリ鎮西ニハ法二施スト面上一十念一ヨキ開眼ナルベシ当流本以二名号一為二本尊一不レ可レ及二開眼入神一観経云云住二他力信心一拝二形像一行者得二心眼得開義一又仏亦入二心中一成レジ二摂取本体一ツレバ形像モ自当レ開二五眼一正覚ト往生トタヾ一ニ成セシカバ形像モ往生モマタ一也如レ是帰礼スル時契二経説宗意一ベシ又於二弥陀像一亦可レ謂二開眼一明眼論五種開眼中第二平等開眼報仏開眼ノ意ナルベシ凡開眼者以二法力呪力等一令レ開二其霊一之謂勧請入魂ノ義也今唯作二真仏来臨ノ想一修二法事一ナレバ言二供養ト一不レ可レ言二開眼ト一歟但存覚一期記有二佛光寺像開眼之事一云云略抄〇明眼論全非上宮作偽妄灼然不レ労二具弁一今謂当時ノ通式ハ仏像ノ慶賛ニハ小経念仏和讃無明ノ大夜ヲ勤五濁ノ凡愚ヲ修ス小経ヲ読ム由ハ如二下述一阿弥陀三字ヲ唱レバ即唱二一万三百廿四巻ノ一切聖教一ト小部集釈中正修観記トモ陀字八万聖教本拠未詳如下弁上トモアレバ念仏ノ中ニハ密呪ノ功徳摂在スレバ念仏ニテ足レリ不レ労三別誦二呪等一耳昔シ藤原宗貞夫婦創二堂舎一建仁二年春落成ス落成字出左伝廿一昭公七年伝安二弥陀観音地蔵三像一請三吉水上人作一供養一上人至ルレ不レ修而去因以二勢至一易二地蔵一建仁二年八月晦日重請二供養一無二別ノ啓白一唯唱二念仏千遍一乃ヤガテ乃創二不断念仏一寺号曰二引接寺一ト絵詞伝十一「六十三載レ之」先規実ニ遵行スベシ竹窓随筆一「二」載二盂蘭盆斎唯念仏三日而已縁一称曰下回出二常情一等上紫雲記四云文明十二年十月十八日夜半山科祖殿移徙小経念仏和讃正信偈和賛弥陀成仏ヨリ三首十四年六月廿九日巳刻仏殿移徙小経十四行偈念仏回向世尊我一心云云△

尊那菩薩儀軌経三三右曰即於二此幀サウ像一作二安像慶讃一コレ移徙ヲ慶讃ト云ノ本拠ナリ落慶賛歎ノ義乎〇幀ヒラヒハル ハ玉篇側硬切開張図絵

鎮西雄誉開眼口決云伝云助証歟ノ正証ノ意此伝ノ要心ナリヅ先開眼ノ時ハ其像ノ施主能化共ニ精進シ柔和ニ心得導師ノ心地懺悔シ心身清浄ニ持ベシテ扨向レ像ニク全六十万億ノ報身仏ト観ジ総別ノ口伝ニ住シ一一十念回向スベシ其時観念ニ清浄慈門ー厭足ト念ジ御眼ヲ観ルト時仏眼如四大海水ト観ジ開眼スベシ以無縁慈摂諸衆生ト観ズル心肝要也末代ノ衆生ヲ化益成サルヽノ所尊ナレバ導師心地大事故ニ破地獄ノ文聞名欲往生ノ文ヲ唱ヘ又二世安楽ノ為ニハ神力演大光ノ文ヲ唱ベシ［出二鎮西写伝秘鈔一］

雄誉標目作二往誉一往誉ハ金戒光明寺ノ僧ナリ〇助証正証トハ旁注云文段ノ時面字親也訓ニテマノアタリト訓ズルハ助証也面也訓ニテ直ニヲモテト訓ズルハ正証也〇総別口伝トハ鎮家秘伝ノ一也総口伝指二仏身諸相十所一十念観称ス第十念止レ胸云云之傍人口伝或形像口伝或応身十念ト一宗脈伝受ノ時許レ之別口伝指二仏面十所ヲ一観称シ止レ口云云

之面上口伝或報身十念ト一五重相承時許レ之加二法身十念一唯念二白毫一相一念即十念為二三重十念口伝一〇胸一作レ臍〇諸相十所者偽造弘法十念大事云十念十処者一白毫二左眼三右眼四左耳五右耳六鼻根以上面上七処八左乳九右乳十臍処
以上体中三処益指レ之歟面上七処欠レ一案分レ鼻作レ二歟
〇叢林集言二鎮家法施面上十念一者亦言レ之耳〇已上異門憶談雖レ無二所用一心得ノ為ニ略シテ記レ之
〇真言家開眼亦曰二開光一出二一切如来安像三昧儀軌経一
有記引二晋華厳ヲ一曰若有二衆生一造二立仏像一本仏必来入二於其中一此文本拠未レ詳

般若経現仏経不思議境界経境界分雑章□等如二叢林集四上引レ之
大涅槃経後分 上下二巻唐若那跋陀羅与会寧等訳 上〔七〕曰阿難白レ仏若仏現在以二七宝乃至一切楽具一深心恭敬礼拝供養仏涅槃後以二七宝乃至一切楽具一供二養如来形像一深信恭敬礼拝供養所得福徳何者為レ多仏告二阿難一如レ是二人皆以二深心供養一所レ得無レ異雖二仏滅後ト一法身常存是以深心供養其福正等
法苑珠林二十 敬仏篇 卅八 感通 五十 敬塔 篇等広叙二仏像霊異一

仏像修飾ノ可否各ソノ由アリ新華厳七十 十五曰普救衆生妙徳夜神因位普賢菩薩勧レ其修二補故壊ノ仏像一修已復彩画復宝荘厳為ト二菩提ノ因縁一付法蔵経一三右曰迦葉宿世共二貧女一補二仏像面上一九十一劫恒受二勝楽一由レ之修補ノ勝益最モ大トス然沙石集二上十七云鎌倉ノ浜ニ有二古キ地蔵堂一安ズ二丈六ノ地蔵ヲ一彼像御頂ノ貧相ニ御坐スヲ上人欲レ下呼二仏師ヲ一令二直ナヲサ上レ之ヲ霊像ニテオハシマセバ故難ト二輒破一云ケレバ欲レ呼二別仏師一処ニ件ノ仏師来テ夢ニ弱僧ワカキ来テ唯直セ二我身ヲ一無苦ゾト被レ仰見テ候トテ奉レ直シ壊二仏像ヲ一修補スルコト者大論中云ヘリ二為レ好ノ壊ルハ無罪得レ福ヲ奉二善成ジ一意楽ナルハ無レ苦ミ調達ハ出レ血堕二阿鼻獄一耆婆ハ出レ血生二忉利天一善悪ハ可レ由二心ノ趣キニ一作業ハ無レ定生身既如レ此遺像可レ准フ但不レ可二輒壊ルニ一笠置ノ弥勒ハ奉レ彩イロドリ後霊験不二御坐マシマサ一ト云ヘリ古キ仏像ハ唯其侭ニテ崇ル一ノ様也但形見二悪片一輪シキヤ律ノ中ニハ云レヘリ掛ヨト二戸帳ヲ一抄出

因記紀州鷺森別院本尊長二尺三寸昔木曾隠岐守所レ奉也天正年中請二之ヲ鷺森一最有二霊異一云安永年中不肖監二鷺森一拝レ之左手一指右手両指欠問二之ヲ寺衆一答云先年令二京仏師補レ之未レ幾復堕故措二而不レ補不肖以謂補而不レ成者疑是嫌二褫霊像一之故乎於レ是預於二京師一買二沈香木一択二清閑日一沐浴浄レ身服二白浄衣一被二直綴加沙一先拝二尊像一至心祈念著覆面紙一以避二口気鼻息一上二須弥壇一親刻二香木一謹而補レ之補□□礼念如レ初実
安永八年己亥十月廿九日也爾来接続合著殆如二鷺膠一不レ耐二恭喜一而已

三千威儀下 十七曰拭二仏像一復有二五事一一者当二堅持一二者常拭令レ浄三者不レ得下以レ手摩近二面目一羅中手指上四者当二自出レ銭買レ華五者当下布二与レ人一令レ散中佛上 浪華定専坊月筌ハ徳者也平常拭二仏像一浄巾分二頭与レ上足夢中問二之ヲ仏像一報曰不レ分而可也出二自撰瑞夢録一

本山毎月朔日朝ハ御身掃除ノ式アリ御門主親ラ鳥箒ヲ執テ仏祖像ヲ掃除シタマフ 仏殿従来ハ役僧勤レ之宝暦十年本堂再興已来宗主掃除并年始供飯等始レリ 宗主尊厳尚如レ此末寺ノ伴僧ヲ置ル類ニハ掃除ハ伴僧像ヲ洗拭シタマヘリ 二一任シテ自ラ箒ヲ執コトヲセザル人アリ省悟スベシ

配享諸尊像ノ事ハ五祖一幅像重源入宋シテ携ヘ帰□祖師ハ吉水ノ真影ヲ描キ伝云上人親鸞傍ニ皇太子ヲ崇メタマフ改邪鈔云仏法示悔ノ恩徳ヲ恋慕シ仰崇センガタメニ三国伝来ノ祖師先徳ノ尊像ヲ図絵シ安置スルコト此亦常ノ事也祖師ノ像ニハ本山所蔵ニ安静御影朝円法眼画レ之鏡御影立像専阿弥陀仏画等アリ木像画像等具出顕誓記其外廿四輩等伝持ニ種々ノ像アリ廿四輩等伝持可レ信雖レ爾後来屡

設二偽贋一増二加霊宝一由レ是玉石混淆薫蕕雑居ス遂至レ使二人ヲシテ其可レ信者亦疑レ之悟哉 覚如従覚両師ノ画像ニハ存覚師作レ賛又御絵伝ハ覚宗主所授処々ニ伝レ之如教典志二［十五］

平井氏記云太子七高僧天文六年八月後始リ候絵賛ナリ興正寺常楽寺ヨリ光明本広略多品被レ出候テ両脇ニ掛ル□蓮淳公思召付ニテ始テ本願寺末寺ノ絵賛ニ定ル祖師御影ハ蓮師代ヨリ出ル又寿像又先住ノ御影望ノ者モ有レハ之出ル太子七高僧始テ出ルハ紀州本弘寺抑ハ十字ノ尊号本尊光明本祖師御影或九字十字祖師中尊一准ナラズ覚如上人代マデ十字ノ尊号ニ太子影像然ルヲ六人部乗専願ニヨリ方便法身尊形ニナリ祖師御影又十字等安置一准ナラズ聢ト定ルハ天文十年十一月廿八日後真宗一院ノ仏像コレト定ル証如上人御代御文モ然リ夏御文七通ヲ四通ニハ蓮淳公料簡云云金宝寺紫雲記五［初］大同レ之但シ天文六年二月実如宗主十三年忌ノ時ヨリ七祖太子両像免授ノ事及御文免授ノ事披露アリト又祖影ハ蓮師被レ与レ之寺務御影ハ蓮師寿像建初コレヨリ歴代任レ望滅後ニ被レ与者也

慶長七年土佐正善ヘ太子像御免元和四年某寺ヘ七祖像御免案是等ハ絵表所ヨリ所レ出ノ像也次上所レ云ハ別ニ各自ニ画スルノ像ナラン

本山七祖ノ像ヲ開シテ三幅トスルハ元和四年十一月准宗主徳力善宗ヲシテ六祖両幅ヲ画カシム実悟記云蓮師入寂五六年前山科本堂ニ吉水ヲ除キ余六祖ノ像ヲ掛ト抄出コレハ六祖一幅トキコユ其後開レ之ナルベシ

貞享三年二月江戸狩野家養朴洞雲両工ヲシテ六祖両幅ヲ画シム画様殆ンド唐画ニ似テ通方ノ像ト差異アリ今所レ安者此也

吉水像モト慶長十六年定専坊所進ノ像ヲ掛ルニヤ宝暦十年三月法宗主改画テ大幅トス太子像ハ元和四年十一月准宗主親画レ之吉水像同時ニ改画テ大幅トス七祖太子此也七祖太子画相ノ事具如二七祖伝衍繹編述レ之

七祖太子両像安置ノ次位ハ七祖為レ上太子次レ之故中尊左脇ニ七祖ヲ配シ右脇ニ太子ヲ掛ク又左右余間ニ分掛モ准之モシ片余間ニ両像ヲ安ズル時ハ随レ何内陣ヘ近キ方ヲ上座トス左余間ハ右方右余間ハ左方上座ニ七祖ヲ掛ル也本山□余間ニ太子ヲ左吉水ヲ右ニ安ズルハ吉水一師ニ対スル故ニ太子ヲ上位トス又ハ太子面容右顧相背ル故ナルベシ此ハ本山ニ限テノ式ニシテ非末院所倣也東門下ニ太子ヲ左トシ七祖ヲ右ニスルハ此亦彼門ノ本式ニ非ズ故ニ叢林集六五十九云太子七高祖二幅ノ掛物太子ヲ本尊ノ右七祖ハ本尊ノ左ニカケル是本寺末寺古来ノ法也七高祖ノ中龍天二師ハ菩薩也上代也故左ニ安ズ左為スレバ二上座ト一也太子ハ俗体也又中古也故被ルヽト レ掛二右ノ方ニ一也然ニ琢如上人本堂造営ノ時六祖ヲ六幅ニ分テ次ノ牀ニ掛玉フニ就テ内々別幅タル法然ノ御影ヲ本尊ノ右ノ牀ニ掛テ彼六祖六幅ニ次ノ並□七高祖ノ列座トセリサレバ太子左ニ被レ掛タリ是ハ六祖六幅御ノ工ニ由テ如レ斯被二掛替一タリサレバ今ハ古法ニ替テ太子ハ本尊ノ左七祖ハ右也依レ是諸余ノ寺々モ左右ヲ掛替タルアリ今ノ本寺ノ様然レバトテ七祖一軸ノ幅ヲ七祖別幅ノ様ト同様ニ掛替ン事不レ可レ然ト覚ユタヾ末寺等ハ如クニ二古来一安置スベキ也ト渋谷佛光寺及鯖江誠照寺モ太子左七祖右ナリ高田専修寺ニハ七祖左太子右ニ安ズ但太子ハ右顧ナリ木部錦織寺ニハ左余間安二祖像一右余間中央安二太子一左

四祖龍樹綽導一幅像右三祖天信空一幅像ヲ安ズ但元禄欝攸ノ後仏殿未レ建祖堂ニ合安ゼルナリ

本山大殿所安ノ祖師木像長二尺五寸余黒衣墨加沙襟巻数珠本珠ハ木珠トナリ弟子珠ハミナ水精ナリ大母珠ノ際ノ一顆ヲ弟子珠ノ端ニ別ニ加タリ□□ハ一方バカリニシテ弟子珠ノ方ニハコレナシ記子通途ノ如ク分テ両串トセズタヾ一串ナリ木珠遠望メバ如二核仁状一○挙二右手一礼盤座盤上ニ畳ニ象ル様ニテ別ニ厚板横縁如二画像一畳ノ縁共ニ左手一持レ之如二常ノ画像一ナルヲ安ゼリ盤下ニ花葉ノ下ニ向ルガ如キ台アリ（ムカヘ）○元禄十六年六月十八日掃除時左年少揺嗣君住如僧正親自治レ之

此像ハ寛元元年十二月廿一日祖師七十一歳ニシテ覚信尼ニ属スル者也

近クハ明和七年庚寅十月江戸寺社司ヨリ尋ニ由テ東門ヨリ他山ニ於テ吾祖像等披露禁遏ヲ乞ヒシニ由レ築地録所ヨリ以二斯旨一答レ之譲状云云叢林集七中［六右］所載可疑出二本願寺由緒通鑑一一［廿一］者為レ正

山科連署記本二存覚一期記上十右中十五表裏問答下十三照蒙記下四十二由緒記四［十］叢林集七中十六遺徳法輪集一廿八開蒙鈔下三、大谷遺跡録一、同附翼［初］三才図会六十八六右等ニ異説紛紜タリ開蒙鈔引二御真影本伝一未レ詳二誰作一連署記云文□九年勅定トシテ木像ヲ造ラレ御骨ヲ粉ニシテ彩色ス抄出此説タヾ骨粉塗飾ヲ記ストテ誤テ造像ノ事ニ及ベルナラン又東門ノ徒自家祖像親刻ヲ成立セントテ一期記ノ攘奪ノ難アリシヲ幸ニシ本山祖像ハ偽造ナリトテ慕帰絵詞ヲ証ニ引キ附会スルハ鹵莽ノ至也

唯善像首ヲ取去ト雖モ蓮師ノ時ニ後裔善鷲返上シテ常敬寺ノ号ヲ賜レリ東門常葉御影之説於是乎潰了慕帰絵詞云下尊下存日或顕二画像一ヲ於丹青一或彫二刻木像一等上者覚宗主ノ像ヲ画刻スルヲ指ナリ如二東林更鳴集弁一レ之然ニ叢林集七中十七由緒記四十左三才図会七十七五十等ニ覚宗主祖像ヲ画刻シ給フ事トスルハ読レ文ヲ疎ナルニ由レリ近来真宗本尊義及真宗仏身義等ニハ此文ヲ以テ仏像ヲ画刻スルノ証トス錯中錯ナリ但シ東門ノ徒誣謗ヲナスハ別派ナレバ尚恕スベシ照蒙記下四八左後弟ノ所刻トスルモノハ何等ノ僻錯ゾヤコレ守二古実一慮二盗難一等ノ会釈アリト雖モ殆ンド信ジガタシ豈寛文甲辰年三十一ノ作所考未レ尽誤テ連署記等ノ説ニ従ヒ後来方悟二其非一遁辞ヲ作ルモノカ方今四海清似レ鏡何ノ盗難ヲ慮テ誣レ玉為レ石惑レ世誤レ人マドヲシモセンヤ雲棲所謂著述俟二晩年一者信哉

サレバ反故裡書ニ報恩妙安両像ノ事ヲ叙スレドモ自作他作ノ説ハナシ安静鏡ノ両像ミナ余人ノ所画ナレバ木像ノ刻者モマタ准ズベシタヾ祖師ノ手ヨリ出ルヲ以テ新作ト称スルモノナラン案ズルニ作者ノ異論ハ要スルニレ之ヲ蓮宗主已前ニ在テソノ後ハマタ誣説アル事ヲキカズ然ニ蓮師山科建立消息在西宗寺ニハ根本ノ御影像ト示シ堅田消息在本福寺ニハ生身ノ御真影ト著シタマフモノ正是当今本山安置ノ祖像也根本ト云ヒ生身ト称スソノ言最モ重シ祖師ノ親属骨塵ノ塗飾誠ニ天下ニ比類ナシ崇奉渇仰スベキモノナリ遺徳記ニモ根本御影像ノ文アリ具如二旧事紀一叙レ之明和年中本山ヨリ山科連署記等ノ五部ヲ書売ニ授テ梓行セシム学林校レ之蔵外法要ト称ス連署記ニ如レ上ノ誤アリ漫ニ梓行セシムルハ不学ノ過ナリ寛政三年辛亥六月廿九日ノ晨火番広瀬権右衛門者入二祖殿一奪二祖像ノ右手ト数珠トヲ一而出已而復還レ本下二令寺寺内報一告其無二異変一宗主戒慎三日奥殿告二官属一禁レ言レ之東門又下二令境内一禁レ言レ之雖レ爾都鄙知聞シテ伝説嘩々嗟令二霊像損一于小盗之手一者不一亦悲乎近来鎰司奉職未レ著堂達屡闕二宿直一三十日番略二三人直一為二一人一有司知而不レ問遂至二此変一其罪帰二何人一耶

祖像等ノ賛文昔年ハ宗主ノ親書ナリ後来ハ印模トナレリ当今祖師ハ樹心弘誓仏地ノ文文類聚鈔先宗主ハ弘誓強縁ノ文広文類序御代々ハ観彼如来本願

力ノ文(二門偈)当宗主ハ憶念弥陀仏本願ノ四句ト定レドモ旧時ハ御代々ニ多ク樹心弘誓ノ文ヲ用ヒ或ハ末二句ヲ新造セルモアリ不二必一准一

和朝親鸞聖人ト云称ハ後宇多院建治三年丁丑(祖師滅後十六年)九月廿七日藤原澄房卿ヲ以テ所レ賜勅宣ニ非三和朝親鸞聖人者開二浄土真宗一則何救二迷倒之群類一哉トアルニ拠ルニヤ(勅書全文ノ写常州宮後長福寺又奥州妙徳寺ニアリト伝フ和州久米寺空専ノ説ニモ和朝親鸞聖人ノ言ハ勅書ニ出タリト信光寺白威伝レ之)安静像ノ賛ニモ和朝釈親鸞ノ言アリ

祖影ノ衣相ハ如二宗主伝叙一レ之木数珠両総ニシテ小珠ノ総ハ珠ノ掐」動サル、様ナリ珠色ハ都テ赤黒色ナリ礼盤畳ノ縁ノ相帝座ノ畳縁ニ類セルハ定テ其由アラン叡山黒谷并粟生野光明寺ニ安ゼル吉水木像所坐ノ畳縁モ同レ之(和漢三才図会三十二〔十右〕云禁裡之御畳長七尺横即長之半裁厚二寸二分三公及門跡御畳長六尺六寸厚一寸八分吉野高野両山亦用之故呼曰二高野畳一此ハ御座ニハ非ズ総ジテ殿中ノ畳ナルベキカ御座亦可准知)

御代々像古ヘハ皆黒重衣白威儀墨加沙ナリ天正六年正月証宗主綵衣像ヲ画カシメ給フ(画工徳力氏祖三好存之(マサユキ))此ハ始テ僧正ニ勅任アリシ故ナルニヤ雖レ爾准宗主マデモ黒衣ノ像アリ良宗主モ黒衣青加沙ノ像処々ニアリ天和三年二月実証顕准四師衣色ヲ改メテ緋トナシ給フヨリ定式トナレリ(与乙蓮師閒下改二吉水像衣色一為レ綵以為二不可一者甲最作二差違一蓋適時方便不二必守一一隅一耳)

等身ノ祖像ハ必ズ正面ニ画ク故ニ等身ヲ真向ト称スレドモ剋レ実等身タヾ真向ニ限ルベカラズ有説ニ等身ハ当心ナラント云ヘルモ正面ヨリ義ヲ探ルナラン等身ノ字屡出二漢典一不レ可レ存二異解一元亨釈書一(十八最)澄伝云自刻二等身薬師仏像一安二之一乗止観院一但シ吾門ニ於テ等身ノ称未レ詳レ所レ始定是蓮宗主ノ時ナルベシ有説(南都明静)云古来諸徳ノ中ニ遺像ヲ正向ニ画クハタヾ醍醐ノ聖宝一人ナリト

目連問五百軽重事経(略曰五百問)上〔七〕曰問比丘売仏像有何罪答同売父母今時無頼ノ僧侶諸尊像ヲ質トシテ不二敢贖還一遂ニ典舗ノ手ニ委任シ畢ル甚者偽贋ノ像ヲ刻画シテ典家ヲ欺誑ス(京大坂等多二此儔一)嗟ソノ罪幾何ゾヤ

元文三年戊午四月公府ヨリ諸寺ニ号令シテ法物ヲ質トスルヲ禁制セリ

寛政元年己酉二月廿四日法宗主ノ木像河内顕証寺ヘ遣サル路次大坂御坊ニテ披露アリ長一尺余黒衣墨加沙白威儀合掌ナリ衆メヅラシク貴メリ

真宗本尊ノ説原拠未レ審真宗九表記(羊歩作寛文九年梓)三廿一云揩定集云浄土宗ニ立像仏ヲ本尊トスル事ハ華座観ノ住立ノ三尊ヨリ起ル然ニ不来迎所談ノ本願寺ニ来迎仏ヲ本尊トシ玉フハ何故ゾヤ答真宗ノ立像仏ハ非二来迎仏一十八願ノ招喚十方ノ立像仏也非二華座観立像仏一也浄土真宗私問答(四巻延宝三年妙延寺空誓作)上末十一云不来迎宗旨何用二立像一為二本尊一乎答所二安置一立像非二臨終来迎仏一第七観住立空中ノ仏也云云近来日渓霖公当流本尊弁ヲ著シテ愈示二住立空中ノ仏(ナルコトヲ)一又叢林集四上(四左)同レ之又引二諸文一云云

セリ(改邪鈔弁述名体鈔等)

観経元照疏下(四右)第七観ノ釈云仏立二空中一二聖侍立三聖ノ立像斯為二明拠一〔文〕由レ此中華ニ於テ三尊ノ立像ヲ造ルハ住立空中ノ像ヲ本拠トストナリ

当麻曼陀羅白記撮要（二巻鎭徒良定著白記十余寒虚舟著撮要）ノ画相ニヨレバ九品来迎仏ハ坐立共ニ（上上品ハ坐上中以下ハ立）必ズ左手ヲ垂テ右手ヲ挙ゲ両手共ニ空指風指ヲ合セリ不肖嘗詣二当麻一買得浄土図経（内題仏説観無量寿経トアリ経文一節ヲ出シテ次ニ七言模刻変相一磨滅シテ不レ明）浄土図経ニ住立空中ノ像ヲ図スルニ右手ヲ下ゲ左手ヲ上グ右手指ハ悉ク舒ベ左手指ハ小指ヲノベ余三指ハカゞメ於レ中頭指ハ大指ヲ押ルニ似タリ（分明ナラズ）九品来迎ハ悉ク立像ナリ（中下品下下品ニハ脇士ノミニシテ坐像ナリ下中品ニハ側ニ三尊ノ坐像アリ）何レモ右手ヲ垂テ五指共ニ舒ベ左手ヲ挙テ大指頭指ヲタテ余三指ヲカゞム（上上品中上品ハ似レ竪二小指一）大堅第七観ノ像ト同ジ又坐像ハ真身観ノ仏等ハ両手ヲ臍前ノ趺上ニヲキ共ニ五指ヲ伸シ左ヲ下ニシ右ヲ上ニス或ハ右手ヲ垂テ左手ハ二指ヲ竪テ三指ヲ屈スソノ外別様ナルモアリ不レ遑二悉録一

此説ハ当麻変相及密家ノ説トハ相違セリ別ニ所拠アルニヤ新ニ画ルニヤ輒ク議スベカラズ

仏像図彙（元禄三年義山撰四巻）二二左九品弥陀像ヲ出ス上六品ハ坐像ナリ（中中中下ハ左足ヲ下ル）三品ハ立像ナリ下々品ハ左手ヲ下ゲ右手ヲ上（ゲ）共（ニ）無名指ヲ以テ頭指ヲ押セリ（如摸象解）